

## 「賦課基準の見直しにかかる 総局試案(賦課基準試案)」について

寺院活動支援部<一般寺院担当>

1

### 賦課基準の見直しにかかる経過

公聴会、各種関係会議等

総局

寺院等

現行賦課基準に対する  
主な意見

護持口数や門徒戸数に対する  
課題や不公平感

2

### 賦課基準の見直しにかかる経過

平成30年4月 「宗門財政構想委員会」設置

平成30年7月 「賦課制度に関する専門部会」設置

現行賦課基準の課題や不公平感について協議

#### ◆護持口数

- ・都市部と地方で経済格差が拡大している
- ・教区間調整が行われていない

#### ◆門徒戸数

- ・果たして正確な数字が届けられているか
- ・過疎化、少子化、高齢化や単身世帯の増加により「家」を継承するというあり方の急激な減少

3

### 賦課基準の見直しにかかる経過

令和元年6月18日 「中間答申」

課題を是正するため、

#### 令和2年4月の見直し

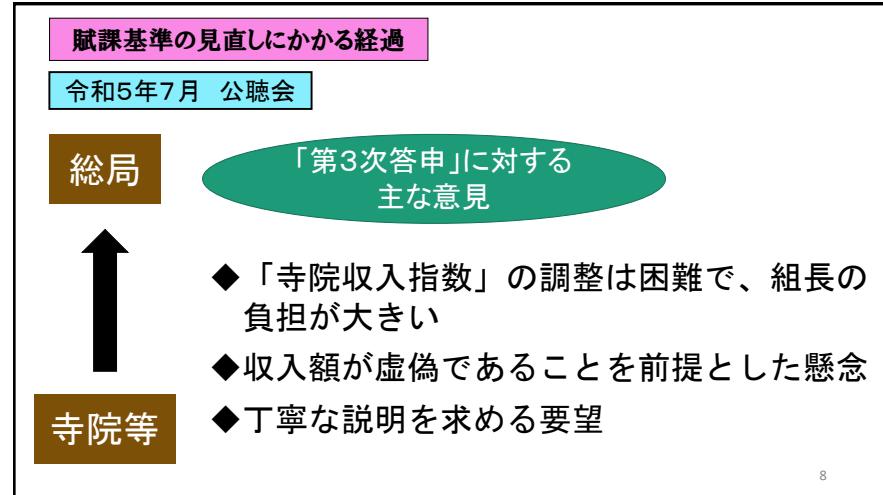
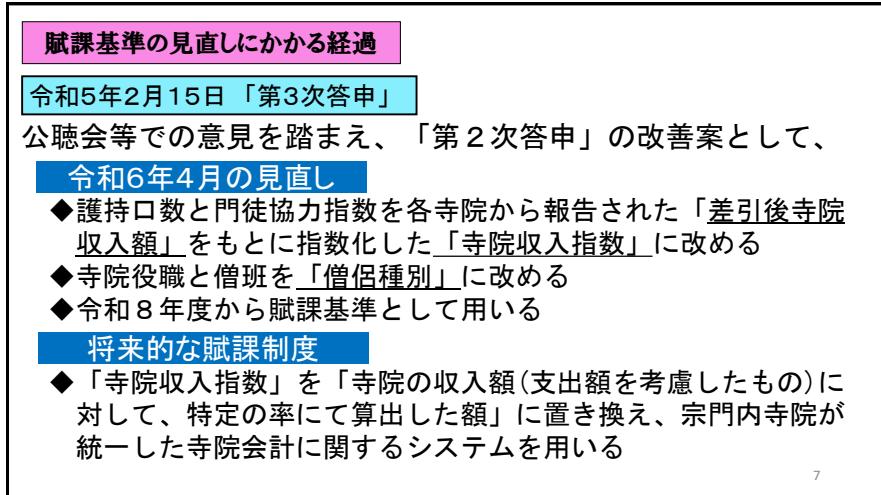
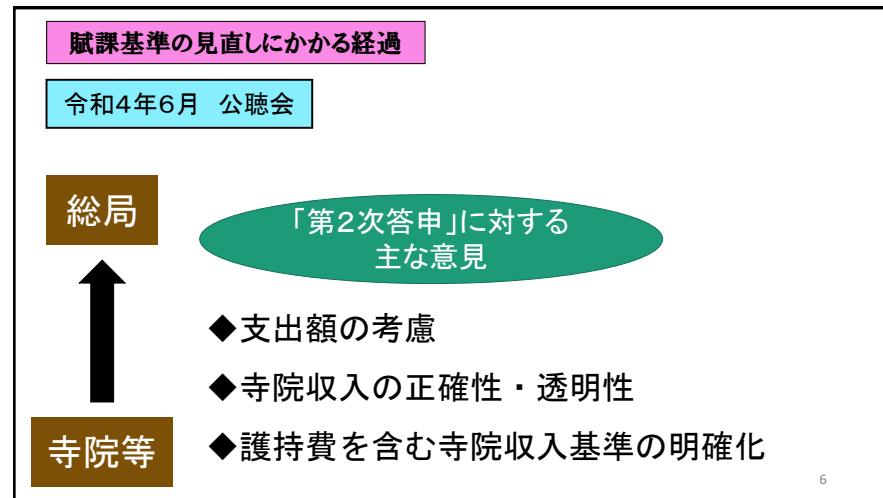
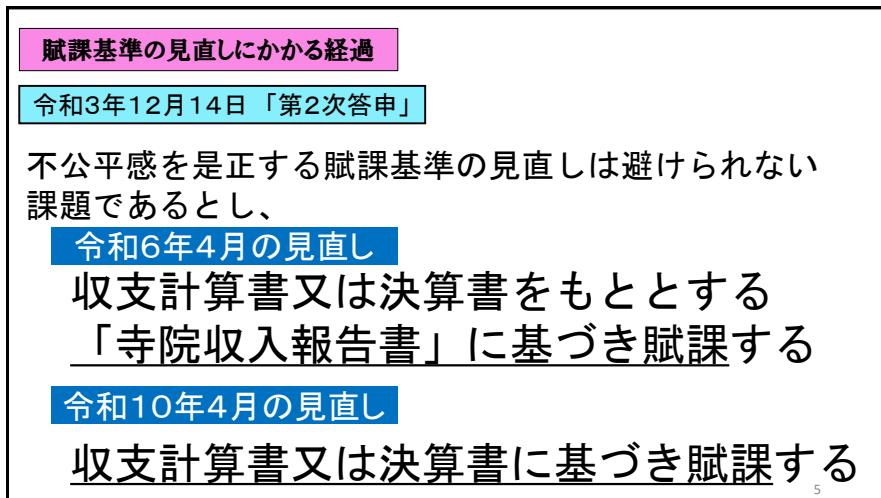
護持口数の総数を減じる

不公平感を是正するため、

#### 令和6年4月の見直し

「護持口数や門徒戸数に代わる新たな指標」や  
「寺院の収入額に応じた賦課」を検討する

4



### 賦課基準の見直しにかかる経過

令和6年1月31日 「第4次答申」

公聴会等での意見を踏まえ、

- ◆「第3次答申」の内容理解が充分に得られていない現状に鑑み、令和6年4月に見直しを施行するスケジュールは困難
- ◆すみやかに総局案を作成し、宗門内の理解が得られるよう、丁寧な説明を行う
- ◆説明は、概算の賦課金額の試算が可能となる資料を提示のうえ、教務所長や教務所職員が各教区・各組において行う
- ◆寺院における管理運営の適正化を進める

9

### 賦課基準の見直しにかかる経過

令和6年5月～6月末 総局試案(賦課基準試案)の説明  
※教務所長及び教務所職員による教区内での説明

令和6年7月1日～9月末 説明動画の配信及び意見募集

令和6年7月17日～9月13日 公聴会

10

### 「総局試案(賦課基準試案)」の概要

#### 目的

現行の護持口数や門徒協力指數等の賦課基準に対する課題や不公平感の是正

11

### 「総局試案(賦課基準試案)」の概要

#### スケジュール

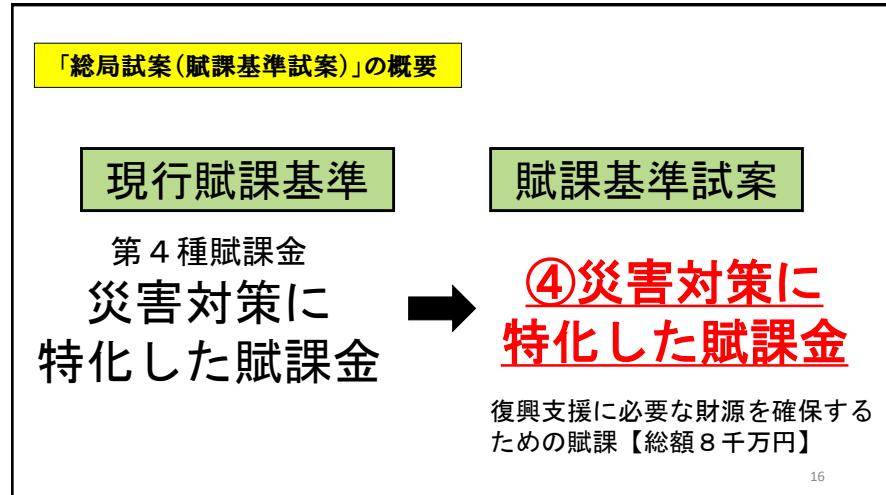
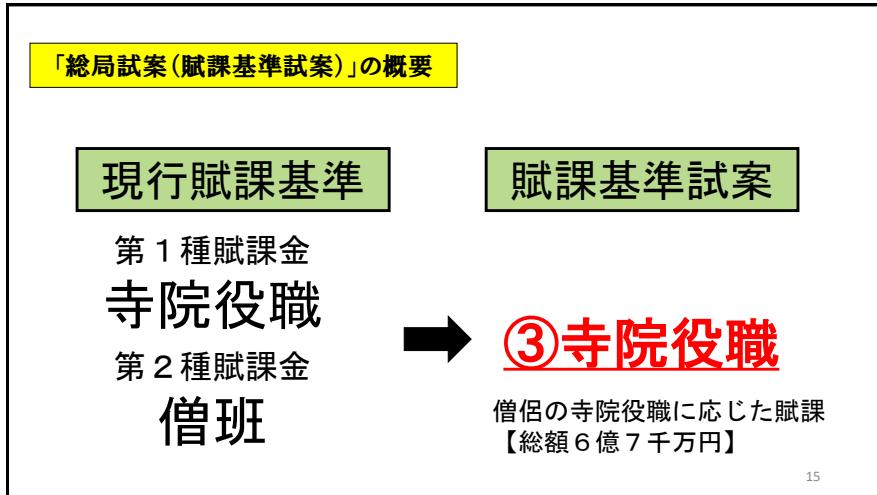
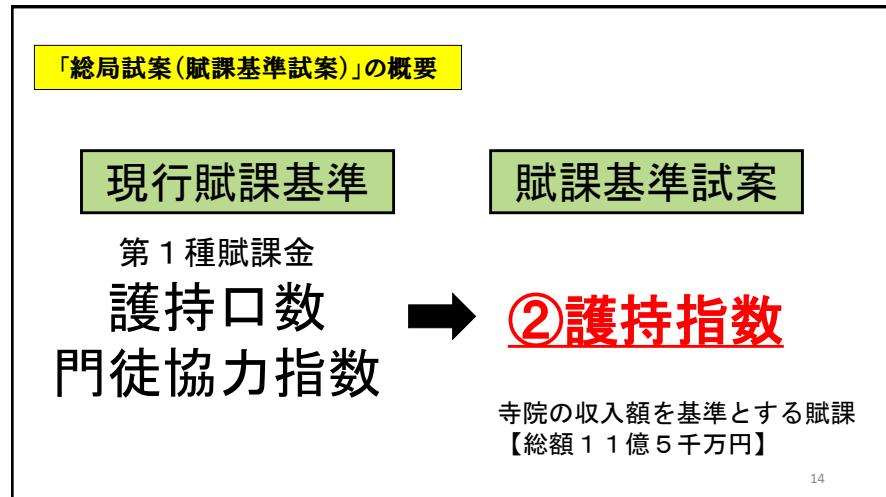
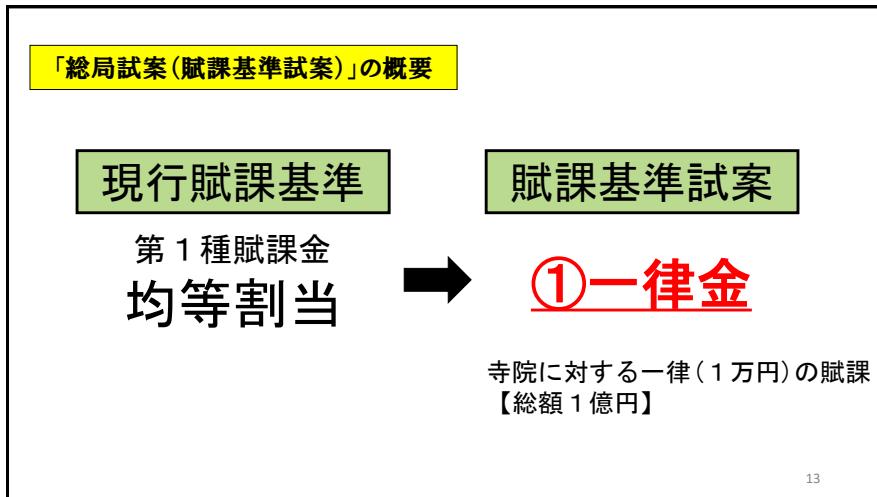
令和7年4月

新たな賦課制度の施行

令和8年度～

新たな賦課基準による賦課金の依頼

12



「総局試案(賦課基準試案)」の概要

## 各寺院の賦課金額

$$= \begin{array}{l} \text{①一律金} + \\ \text{②護持指数} + \\ \text{③寺院役職} + \\ \text{④災害対策に特化した賦課金} \end{array}$$

17

「総局試案(賦課基準試案)」の概要

「護持指数」分の賦課金額は、  
「差引後寺院収入額」の約3%と想定

ただし、「護持指数」は各寺院からの「差引後寺院収入額」の報告に基づき、教区別の点数を算出し、各教区及び各組での調整を経て決定するため、シミュレーションした金額がそのまま実際の賦課金額とはならない

18

### ①一律金

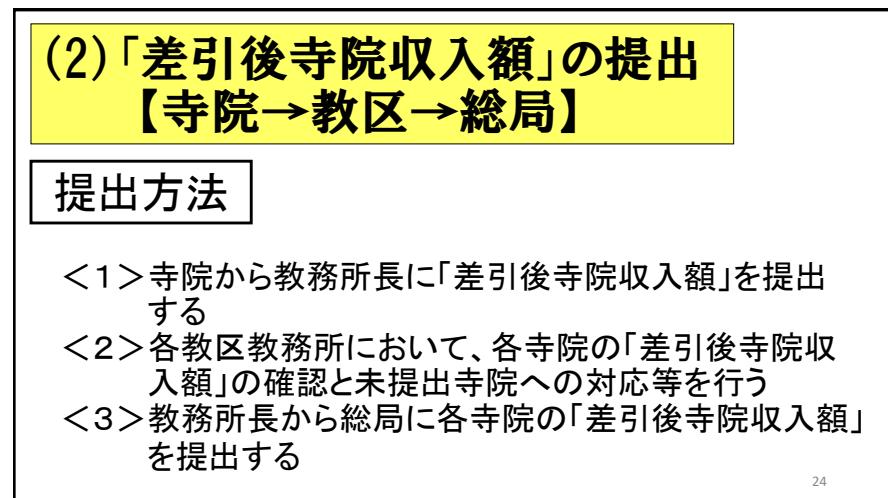
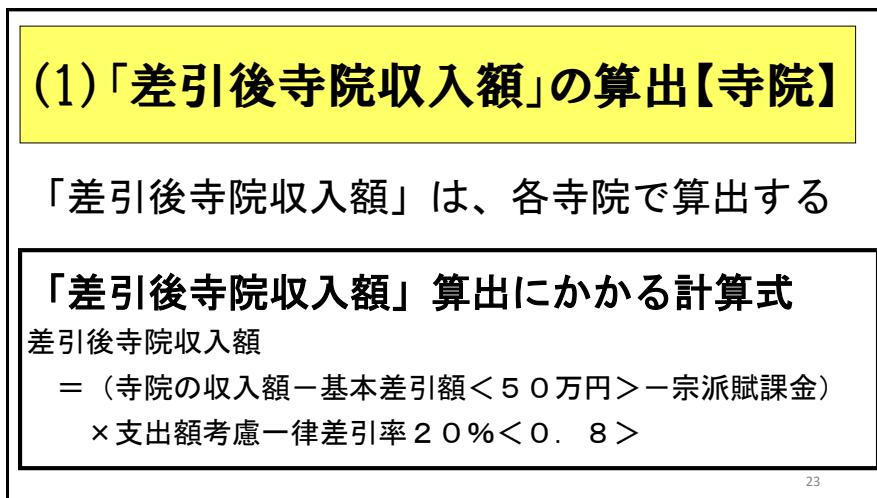
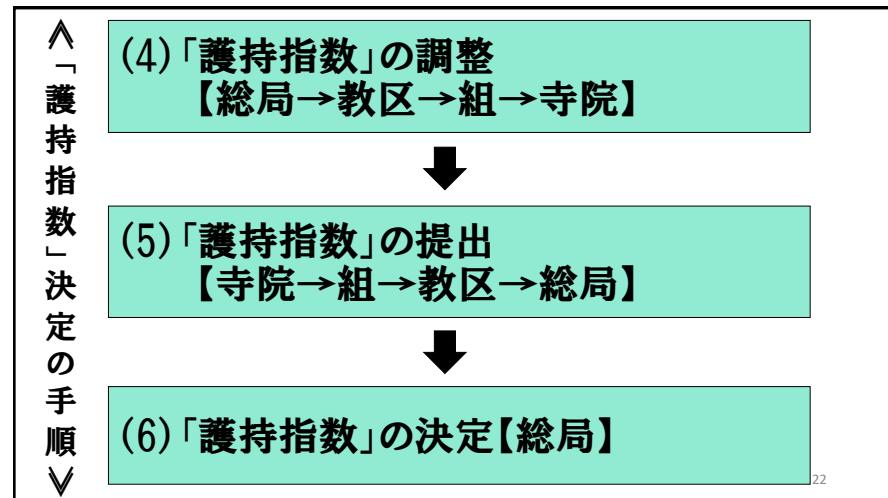
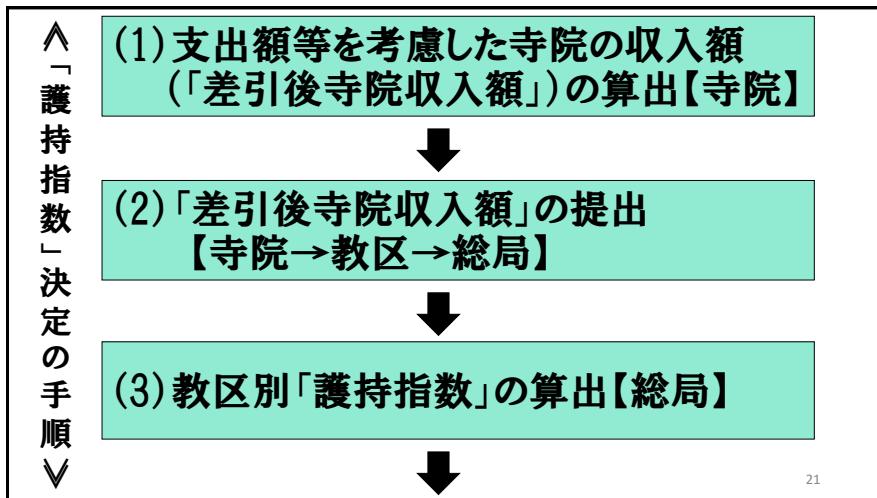
- ◆寺院に対して一律に賦課をする
- ◆1か寺当たり10,000円とする

19

### ②護持指数

門徒の懇念のうえに成り立つ寺院が賦課金を納付するにあたり、寺院の収入額を基準として、当該寺院の負担する宗門護持に資する指数を表示したものを使う

20



### (3) 教区別「護持指數」の算出【総局】

#### 算出方法

- <1> 報告された各寺院「差引後寺院収入額」の教区別合計額を算出する
- <2> 「差引後寺院収入額」の教区別合計額と、その総合計額から、教区ごとの比率を算出する
- <3> 教区ごとの比率から、「護持指數」の総点数100万点を教区ごとに点数化する

25

### (3) 教区別「護持指數」の算出【総局】

#### 具体例

「差引後寺院収入額」の総合計額: 500億円

A教区: 「差引後寺院収入額」合計額20億円

$$20\text{億円} \div 500\text{億円} = 0.04(4\%)$$

$$\begin{aligned} & \text{「護持指數」の総点数} 100\text{万点} \times 0.04(4\%) \\ & = 4\text{万点} \end{aligned}$$

26

### (4) 「護持指數」の調整 【総局→教区→組→寺院】

#### 調整方法

- <1> 総局から各教区教務所長に対し、教区別「護持指數」の調整を依頼する
- <2> 各教区で組別の「護持指數」を調整する
- <3> 教務所長から各組長に対し、組別「護持指數」の調整を依頼する
- <4> 各組で寺院別の「護持指數」を調整する

27

### (5) 「護持指數」の提出 【寺院→組→教区→総局】

#### 提出方法

- <1> 寺院から組長に「護持指數」を提出する
- <2> 組長から教務所長に各寺院の「護持指數」を提出する
- <3> 組長から提出された「護持指數」について、教務所長が教区会に承認議案を提出し、承認を得る
- <4> 教務所長から総局に各寺院の「護持指數」を提出する

28

## (6)「護持指數」の決定【総局】

総局において、各寺院の「護持指數」を決定する

「護持指數」1点当りの金額: **1, 150円**

※一般寺院は約1万か寺のため、

1か寺当りの平均点数: **約100点**

1か寺当りの平均額: **約115, 000円**

29

△計算式の内容▽

## 寺院の収入額

寺院(宗教法人)として収納したもの

【主な内容】

- ◆布施
- ◆懇志
- ◆賽銭
- ◆護持費、護持会費、門信徒会費
- ◆墓地、納骨堂収入(公益事業である場合も含む)
- ◆収益事業収入
- ◆活動拠点(寺院が当該寺院の主たる事務所以外に設置する従たる事務所、支坊、支院、布教所、出張所など)の収入

30

## △計算式の内容▽

## 寺院の収入額

寺院(宗教法人)としての収入であるため、住職、衆徒又は寺族等の個人収入は「寺院の収入額」に含まない

【含めない内容】

- ◆寺院における本堂等の新改築募財や大規模法要等の臨時的な法要懇志等の収入
- ◆教化団体等、別団体の運営のための会費
- ◆保育園・幼稚園及び介護・養護施設等にかかる公益事業収入
- ◆預り金収入
- ◆賦課金納付や寺院運営等のため住職、衆徒又は寺族等が補填した収入
- ◆資産の運用又は売却による収入
- ◆助成金(教化助成費含む)、補助金、義援金、見舞金
- ◆繰入金収入
- ◆貸付金回収及び借入金収入
- ◆香儀、祝儀
- ◆前年度繰越金

31

## 基本差引額

過疎地や収入の少ない寺院への配慮として、  
「寺院の収入額」に対し、全寺院一律 50  
万円を差し引くもの

32

## 宗派賦課金

賦課金納付にかかる寺院収入の報告であるため、「寺院の収入額」から「基本差引額」を差し引いた金額に対し、「差引後寺院収入額」を報告する年度分の賦課金依頼額(過年度分を除く)を差し引くもの

33

## 支出額考慮一律差引率

各寺院の状況や地域事情による特有の支出、寺院護持のための宮嬢費等の必要諸経費の支出額を考慮し、「寺院の収入額」から「基本差引額」及び「宗派賦課金」を差し引いた金額に対し、全寺院一律に20%を差し引く(0.8を乗じる)もの

34

## 「差引後寺院収入額」の報告

- ◆4年ごとに行い、その都度、「護持指数」を見直す
- ◆収入額を報告する初年度は単年度分の「差引後寺院収入額」とする
- ◆次回以降は4年度分の「差引後寺院収入額」の平均額を報告する

35

## ③寺院役職

僧侶の寺院役職に応じて賦課をする

寺院役職	金額
住職	37,000円
兼務住職	15,000円
住職代務	15,000円
副住職	22,000円
教師	19,000円
僧侶(上記を除く)	11,000円

36

### ③寺院役職

85歳以上で得度式受式25年以上の僧侶  
(住職、兼務住職、住職代務及び副住職を除く)に対しては賦課を免除する

37

▲参考▼シミュレーション

①住職代務：1名(他寺院所属僧侶)  
護持口数：5口 門徒戸数：10戸 寺院の収入額：20万円

		点数	金額
第1種	寺院 住職代務	5.0	13,000
	役職 教師	0	0
	護持口数	0.9(5口)	2,340
	均等割当金額	2.0	5,200
	門徒協力指數	3.8(10戸)	9,880
第2種	僧班	0	0
第4種		2.0	5,200
合計		13.7	35,620

※4,620円の減額

39

		点数	金額
一律金		10,000	
護持指數		0	
寺院 役職	住職代務	15,000	
	教師	0	
	その他僧侶	0	
災害対策		6,000	
合計		31,000	

⇒

### ④災害対策に特化した賦課金

- ◆復興支援に必要な財源を確保するため、各寺院の「護持指數」の点数によって賦課をする
- ◆「護持指數」1か寺当りの平均点数は約100点となる

護持指數の点数	金額
20点未満	6,000円
20点以上100点未満	7,500円
100点以上200点未満	8,500円
200点以上	10,000円

38

②住職：1名(正座5席) 教師：1名(列座5席) その他僧侶：1名(列座7席)  
護持口数：80口 門徒戸数：80戸 寺院の収入額：500万円

		点数	金額
第1種	寺院 住職	10.0	26,000
	役職 教師	4.0	10,400
	護持口数	13.6(80口)	35,360
	均等割当金額	2.0	5,200
	門徒協力指數	30.4(80戸)	79,040
第2種	僧班	13.0	33,800
第4種		3.5	9,100
合計		76.5	198,900

⇒

		点数	金額
一律金		10,000	
護持指數		103,226	
寺院 役職	住職	37,000	
	教師	19,000	
	その他僧侶	11,000	
災害対策		7,500	
合計		187,726	

※11,174円の減額

40

▲参考▼シミュレーション

③住職：1名（特座1席） 教師：2名（列座5席×2名） その他僧侶：1名（列座7席）  
護持口数：200口 門徒戸数：200戸 寺院の収入額：1,000万円

		点数	金額
第 1 種	寺院 住職	10.0	26,000
	役職 教師	8.0	20,800
	護持口数	34.0 (200 口)	88,400
	均等割当金額	2.0	5,200
	門徒協力指数	76.0 (200 戸)	197,600
第 2 種 僧班	19.0	49,400	
第 4 種	3.5	9,100	
合計	152.5	396,500	

⇒

【賦課基準試案】

		金額
一律金		10,000
護持指數		218,484
寺院 役職	住職	37,000
	教師	38,000
	その他僧侶	11,000
災害対策		8,500
合計		322,984

※73,516 円の減額

41

④住職：1名（親座1席） 教師：3名（列座5席×3名）

その他僧侶：3名（列座7席×3名）

護持口数：50口 門徒戸数：70戸 寺院の収入額：900万円

【現行】

		点数	金額
第 1 種	寺院 住職	10.0	26,000
	役職 教師	12.0	31,200
	護持口数	8.5 (50 口)	22,100
	均等割当金額	2.0	5,200
	門徒協力指数	26.6 (70 戸)	69,160
第 2 種 僧班	38.0	98,800	
第 4 種	3.0	7,800	
合計	100.1	260,260	

⇒

【賦課基準試案】

		金額
一律金		10,000
護持指數		197,754
寺院 役職	住職	37,000
	教師	57,000
	その他僧侶	33,000
災害対策		8,500
合計		343,254

※82,994 円の増額

42